

令和5年度建設業法第31条第1項の 規定に基づく立入検査の結果について

1 検査の目的

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため。

2 検査対象者

青森県知事許可業者のうち、下記の32者を対象としました。

- ① 国土交通省が実施した令和4年度下請取引等実態調査結果において、「指導あり」であった者のうち、県の名簿掲載業者で土木一式工事又は建築一式工事の等級が「特A」である者（16者）
 - ② 令和4年7月1日から令和5年6月30日までに完成した県発注工事のうち、低入札価格調査制度対象工事の受注実績がある者（16者）
- ※ ただし、①②共に過去5年間（平成30年度～令和4年度）に立入検査を実施した業者を除く。

3 立入検査の結果

検査を行った32者のうち、32者に改善を要する事案が確認されました。

これらの業者に対して、建設業法第41条第1項の規定に基づき、令和6年1月17日付けで書面による勧告又は指導を実施し、令和6年3月15日までに改善状況報告書の提出を求めました。

勧告及び指導の対象となった主な内容は、次のとおりです。

- ①勧告（建設業法に抵触する行為）
 - ・法令に基づく見積期間の未設定（1者）
 - ・契約書の記載内容が不十分（2者）
 - ・変更時の契約締結が不適切（2者）
 - ・支払期日の超過（11者）
 - ・施工体系図の未整備（1者）
- ②指導（建設産業における生産システム合理化指針等に抵触する行為）
 - ・書面による見積依頼の未実施（5者）
 - ・工事種別毎の材料費、労務費等の内訳の未提示（1者）
 - ・見積時の工事の工程毎の作業日数等の未提示（32者）
 - ・手形期間（120日）の超過（2者）
 - ・公共工事の発注者への施工体制台帳の写しの未提出（2者）
 - ・帳簿の未整備（13者）

4 改善状況の確認

指導及び勧告の対象項目について、実際の契約（請負）締結等の実績がない者に対しては、次回の検査前の時期に改善状況報告内容が履行されているかどうかを改めて確認します。